

○習志野市私道整備に関する要綱

平成5年3月25日

告示第85号

改正 平成10年12月24日告示第257号

平成14年9月27日告示第196号

令和4年10月25日告示第269号

(目的)

第1条 この要綱は、公共性のある私道の整備により、市民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(令4告示269・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 公道 国又は地方公共団体が管理している一般交通の用に供する道路をいう。

(2) 私道 公道以外の道路(集合住宅、工場等の敷地内の道路を除く。)で、現に一般交通の用に供するものをいう。

(3) 整備 予算の範囲内で市が実施する舗装工事又は排水施設の新設工事をいう。

(平10告示257・令4告示269・一部改正)

(私道整備対象基準)

第3条 整備の対象は、次の各号のいずれにも該当する私道とする。

(1) 幅員が2メートル以上であり、両端又は一端が公道に接していること。

(2) 未舗装であること。

(3) 当該私道に接続する住居が5戸以上あること。

(4) 家庭排水設備等を完備していること。

(5) 当該私道に交通及び整備の支障となるものがないこと。

(6) 整備について当該私道の所有権その他の権利を有する者(以下「所有者等」という。)の全員の同意を得ていること。

(7) 隣接地の所有者等との間に境界等について争いがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は整備の対象としない。

- (1) 1年以内に工事等で掘削する計画がある場合
- (2) セットバック等に伴い部分的に工事をする場合
- (3) 排水施設又は浸透施設により排水を処理できない場合
- (4) 整備により塀等が損壊するおそれがある場合
- (5) この要綱の規定により整備をしたことがある場合

(令4告示269・全改)

(申請手続)

第4条 私道の整備を申請することができる者は、私道の所有者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 私道の整備を申請しようとする者は、習志野市私道整備申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 土地登記簿謄本
- (4) 前項ただし書に該当する場合にあっては、その理由を記載した書類及び所有者の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(令4告示269・一部改正)

(決定通知)

第5条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、整備の可否を決定し、習志野市私道整備可否決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により整備を決定する場合は、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

- (1) 前項の規定により整備の決定を受けた私道を適正に維持管理すること。
- (2) 前項の規定により整備の決定を受けた私道を整備が完了した時から10年間廃止しないこと。
- (3) 前項の規定により整備の決定を受けた私道において、一般の通行、利用

等の妨げとなる行為を一切しないこと。

(令4告示269・全改)

(費用の負担)

第6条 市は、整備に要する費用（以下「整備費」という。）の額から次の表の自己負担金の額の欄に掲げる金額を控除した額を負担する。

区分	自己負担金の額
(1) 両端が公道に接する私道	0円
(2) 一端が公道に接する私道	整備費に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(令4告示269・全改)

(完了通知)

第7条 市長は、整備が完了したときは、整備完了通知書（別記第3号様式）により第5条第1項の規定により整備の決定を受けた者に通知するものとする。

(平10告示257・令4告示269・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令4告示269・旧第11条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日告示第257号）

(施行期日)

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の習志野市私道整備に関する要綱の規定は、平成11年4月1日以降に申請があつたものから適用する。

附 則（平成14年9月27日告示第196号）

(施行期日)

1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のそれぞれの告示の規定により作成された用紙については、この告示の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和4年10月25日告示第269号）

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

第2号様式(第5条第1項)

習志野市指令 第 一 号
年 月 日

習志野市私道整備可否決定通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった私道整備については、次のとおり決定しましたので、習志野市私道整備に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

習志野市長 印

記

- 1 整備を決定します。
 - (1) 区分 (両端・一端)が公道に接する私道
 - (2) 整備費 円
 - (3) 条件
- 2 整備をしません。

理由

第3号様式(第7条)

整備完了通知書

年 月 日

住所
氏名 様

習志野市長 印

年 月 日付けで決定した私道の整備が完了しましたので、習志野市私道整備に関する要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 決定通知番号 習志野市指令 第 一 号
- 2 整備箇所 習志野市 丁目 番
- 3 整備完了日 年 月 日

別記第 1 号様式（第 4 条第 2 項）

（令 4 告示 2 6 9 ・全改）

第 2 号様式（第 5 条第 1 項）

（令 4 告示 2 6 9 ・全改）

第 3 号様式（第 7 条）

（令 4 告示 2 6 9 ・全改）